

令和8年月7月27日

令和8年度第1回習志野市災害医療対策会議

資料 3

千葉県地域防災計画 (令和7年度修正)

新旧対照表

千葉県地域防災計画（令和7年度修正）

新旧対照表目次

第1編	総 則	P1
第2編	地震・津波編	P4
第3編	風水害等編	P65
第4編	放射性物質事故編	P104
第5編	大規模火災等編	P106
第6編	公共交通等事故編	P117
資料編		P119

ページ	修正案	現行
	本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。	同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
地-3-52	ウ 県 (エ) 災害時においては、県庁に 保健医療福祉調整本部 を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (オ) (略) (カ) 県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーター並びに 県内全域の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う災害薬事コーディネーターを保健医療福祉調整本部に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーター並びに地域内の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う地域災害薬事コーディネーターを合同救護本部に、それぞれ配置する。また、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の各市に、地域災害薬事コーディネーターを配置するよう努める。	ウ 県 (エ) 災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (オ) (略) (カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。
地-3-53	エ 医療機関 (エ) (略) また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。	エ 医療機関 (エ) (略) また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
地-3-53	(2) 災害時の活動 ア 指揮と調整 (ア) 県においては 保健医療福祉調整本部 を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。 (イ) 保健医療福祉調整本部災害医療班長（以下「災害医療班長」という。）は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて災害薬事コーディネーター及び専門調整員から専門分	(2) 災害時の活動 ア 指揮と調整 (ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。 (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

ページ	修正案	現行
	野に係る助言を得て、<u>保健医療福祉調整本部災害医療班（以下「災害医療班」という。）</u>の活動を統括する。 (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ<u>地域災害薬事コーディネーター及び地域専門調整員</u>から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。 (エ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。 (オ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。 (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療班</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。 (キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ地域災害薬事コーディネーターから専門分野に係る助言を得て</u>、救護本部の活動を統括する。	(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。 (エ) 災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。 (オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。 (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部</u>で活動の指揮と調整を行う。 (キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。
地-3-54	オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保 (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>保健医療福祉調整本部</u>は搬送先の確保に努める。	オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保 (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>災害医療本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>災害医療本部</u>は搬送先の確保に努める。
地-3-54	カ 傷病者等の搬送 大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次の	カ 傷病者等の搬送 大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平常時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次の

ページ	修正案	現行
	おりとする。	とおりとする。
地-3-55	ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。 (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に提供を要請する。 (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては<u>保健医療福祉調整本部</u>を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に供給を要請する。	ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。 (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>災害医療本部</u>に提供を要請する。 (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
地-3-57	医療救護活動の体系図 <u>保健医療福祉調整本部</u>	医療救護活動の体系図 災害医療本部
地-3-66	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村） 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。 <u>道路啓開活動については、迅速に行えるよう道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u>	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村） 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。 <u>（新規）</u>
	また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、	また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、

ページ	修正案	現行
	する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、<u>女性やこども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。 (15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	る、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、<u>女性や子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。 (15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
風-3-56	第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (1) (略) また、県は避難所等の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所等へ派遣する。 (2) 外国人への対応 市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営等の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。	第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (1) (略) また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。 (2) 外国人への対応 市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。
風-3-57	5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>避難所等</u>において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。	5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。
風-3-62	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (1) 関係者とその役割 イ 市町村 (ウ) 災害時においては救護本部を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。	第6節 消防・救助救急・医療救護活動 4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (1) 関係者とその役割 イ 市町村 (ウ) 災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

ページ	修正案	現行
風-3-62	ウ 県 (エ) 災害時には、県庁に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (オ) (略) (カ) 県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーター並びに<u>県内全域の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う災害薬事コーディネーターを保健医療福祉調整本部に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーター並びに地域内の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う地域災害薬事コーディネーターを合同救護本部に、それぞれ配置する。</u>また、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の各市に、<u>地域災害薬事コーディネーターを配置するよう努める。</u>	ウ 県 (エ) 災害時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。 (オ) (略) (カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。
風-3-63	エ 医療機関 (エ) (略) また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平時から</u>地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。	エ 医療機関 (エ) (略) また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平時から</u>地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
風-3-63	(2) 災害時の活動 ア 指揮と調整 (ア) 県においては<u>保健医療福祉調整本部</u>を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。 (イ) <u>災害医療班長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて災害薬事コーディネーター及び専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療班の活動を統括する。</u> (ウ) 合同救護本部長は、<u>地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて地域災害薬事コーディネーター及び地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</u>	(2) 災害時の活動 ア 指揮と調整 (ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。 (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。 (ウ) 合同救護本部長は、<u>地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</u>

ページ	修正案	現行
	統括する。 (エ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。 (オ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDPA T調整本部を置く。DPA T調整本部長は、千葉県内で活動するDPA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPA T活動拠点本部等を設置してDPA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPA Tや他の医療救護班との調整を図る。 (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療班</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。 (キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じて地域災害事業コーディネーターから専門分野に係る助言を得て</u>、救護本部の活動を統括する。	(エ) 災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。 (オ) 災害医療本部内にDPA T調整本部を置く。DPA T調整本部長は、千葉県内で活動するDPA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPA T活動拠点本部等を設置してDPA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPA Tや他の医療救護班との調整を図る。 (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</u> (キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。
風-3-64	オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保 (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>保健医療福祉調整本部</u>は搬送先の確保に努める。	オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保 (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>災害医療本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。
風-3-64	カ 傷病者等の搬送 大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。	カ 傷病者等の搬送 大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平常時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。
風-3-65	ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。 (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提	ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。 (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提

ページ	修正案	現行
	供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、保健医療福祉調整本部に提供を要請する。 (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては保健医療福祉調整本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、保健医療福祉調整本部に供給を要請する。	供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。 (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
風-3-67	医療救護活動の体系図 保健医療福祉調整本部	医療救護活動の体系図 災害医療本部
風-3-70	5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部） 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する応急対策班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 応急対策班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 応急対策班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部） 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
風-3-73	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村） (4) 道路啓開 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村） (4) 道路啓開 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理

